

議案第67号

三朝町環境審議会条例等の一部改正について

次のとおり三朝町環境審議会条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成13年9月14日

三朝町長 吉田秀光

平成13年9月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町環境審議会条例等の一部を改正する条例

（三朝町環境審議会条例の一部改正）

第1条 三朝町環境審議会条例（平成6年三朝町条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条 略	第1条 略
（組織）	（組織）
第2条 審議会は、委員 <u>8人</u> で組織する。	第2条 審議会は、委員 <u>10人</u> で組織する。
2 委員は、次に掲げる者のうちから	2 委員は、次に掲げる者のうちから

町長が委嘱又は任命する。	町長が委嘱又は任命する。
(1) 学識経験者 2人	(1) 町議会の議員 2人
(2) 民間団体代表者 5人	(2) 学識経験者 2人
(3) 町の職員 1人	(3) 民間団体代表者 5人
	(4) 町の職員 1人
第3条以下 略	第3条以下 略

(三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例の一部改正)

第2条 三朝町農業後継者養成奨学資金給付条例（昭和45年三朝町条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条～第2条 略	第1条～第2条 略
(選考委員会)	(選考委員会)
第3条 奨学生としての適格性について調査、審議するため、町長の管理に属する三朝町農業後継者養成奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。	第3条 奨学生としての適格性について調査、審議するため、町長の管理に属する三朝町農業後継者養成奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
2 選考委員会は、委員 <u>5人以内</u> で組織する。	2 選考委員会は、委員 <u>7人以内</u> で組織する。
3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。	3 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。
(1) 鳥取中央農業協同組合の役員又は職員	(1) 鳥取中央農業協同組合の役員又は職員
(2) 学識経験がある者	(2) 学識経験がある者

<u>(3)</u> 町教育委員会委員	<u>(3)</u> 町議会議員
<u>(4)</u> 町農業委員会委員	<u>(4)</u> 町教育委員会委員
<u>(5)</u> 三朝町立三朝中学校長	<u>(5)</u> 町農業委員会委員
4及び5 略	<u>(6)</u> 町職員
第4条以下 略	<u>(7)</u> 三朝町立三朝中学校長
	4及び5 略
	第4条以下 略

(三朝町産業振興審議会設置条例の一部改正)

第3条 三朝町産業振興審議会設置条例(昭和62年三朝町条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略
(組織)	(組織)
第3条 審議会は、委員 <u>12人以内</u> で組織する。	第3条 審議会は、委員 <u>16人以内</u> で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。	2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。
<u>(1)</u> 町農業委員会委員 2人	<u>(1)</u> 町議会議員 4人
<u>(2)</u> 鳥取中央農業協同組合が推薦する者 2人	<u>(2)</u> 町農業委員会委員 2人
<u>(3)</u> 中部森林組合が推薦する者 1人	<u>(3)</u> 鳥取中央農業協同組合が推薦する者 2人
	<u>(4)</u> 中部森林組合が推薦する者 1人

(4) 町商工会が推薦する者 2人	(5) 町商工会が推薦する者 2人
(5) 三朝温泉旅館協同組合が推薦する者 1人	(6) 三朝温泉旅館協同組合が推薦する者 1人
(6) 三朝温泉観光協会が推薦する者 2人	(7) 三朝温泉観光協会が推薦する者 2人
(7) 学識経験者 2人	(8) 学識経験者 2人
第4条 略	第4条 略

(三朝町温泉運営委員会に関する条例の一部改正)

第4条 三朝町温泉運営委員会に関する条例（昭和36年三朝町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略
第3条 委員会は、委員 <u>12人以内</u> で組織する。	第3条 委員会は、委員 <u>14人以内</u> で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の、部落代表にあつては砂原区、三朝区、山田1区、山田2区、横手1区及び大瀬区のそれぞれの区長を、源泉所有者にあつては、旅館組合の推せんによる者を、学識経験者にあつては町長の選任による者を町長が委嘱する。	2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の、部落代表にあつては砂原区、三朝区、山田1区、山田2区、横手1区及び大瀬区のそれぞれの区長を、源泉所有者にあつては、旅館組合の推せんによる者を、学識経験者にあつては町長の選任による者を、 <u>議会議員にあつては議会の推せんによる者を町長が委嘱する。</u>
(1) 部落代表 6人	(1) 部落代表 6人

(2) 源泉所有者 4人以内	(2) 源泉所有者 4人以内
(3) 学識経験者 2人以内	(3) 学識経験者 2人以内
3及び4 略	(4) 議会議員 2人以内
第4条以下 略	3及び4 略
	第4条以下 略

(三朝町営国民宿舍プランナールみささ運営審議会条例の一部改正)

第5条 三朝町営国民宿舍プランナールみささ運営審議会条例（昭和41年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号が存在しない場合には、当該移動号（以下この条において「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略
(組織)	(組織)
第3条 審議会は、委員 <u>5人以内</u> で組織する。	第3条 審議会は、委員 <u>7人以内</u> で組織する。
2 委員は、 <u>学識経験者のうちから</u> 、町長が委嘱する。	2 委員は、 <u>次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内において町長が委嘱する。</u>
	<u>(1) 町議会議員 4名</u>
	<u>(2) 学識経験者 3名</u>
第4条以下 略	第4条以下 略

(三朝町消防審議会条例の一部改正)

第6条 三朝町消防審議会条例（昭和44年三朝町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下この条において「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表

示に下線が引かれた項及び号が存在しない場合には、当該移動項等（以下この条において「削除項等」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項等を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分とし、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合は、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
第1条及び第2条 略	第1条及び第2条 略
(組織)	(組織)
第3条 審議会は、委員 <u>5人以内</u> で組織する。	第3条 審議会は、委員 <u>6人以内</u> で組織する。
2 委員は、 <u>学識経験のある者のうちから</u> 、町長が委嘱する。	2 委員は、 <u>次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において</u> 、町長が委嘱する。 (1) 消防団長 (2) 町議会議員 2人 (3) 学識経験のある者 3人
	3 <u>前項第2号に規定する者について</u> は、町議会の推薦する者を委嘱するものとする。
第4条以下 略	第4条以下 略
附 則	
この条例は、平成13年11月18日から施行する。	